

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和6年9月12日(2024.9.12)

【公開番号】特開2023-73666(P2023-73666A)

【公開日】令和5年5月26日(2023.5.26)

【年通号数】公開公報(特許)2023-097

【出願番号】特願2021-186261(P2021-186261)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/86(2006.01)

10

A 6 1 K 8/39(2006.01)

A 6 1 K 8/81(2006.01)

A 6 1 K 8/73(2006.01)

A 6 1 Q 19/10(2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/86

A 6 1 K 8/39

A 6 1 K 8/81

A 6 1 K 8/73

A 6 1 Q 19/10

20

【手続補正書】

【提出日】令和6年9月4日(2024.9.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

30

次の成分(A)、(B)、(C)及び(D)：

(A)一般式(1)

【化1】

$R^1-COO-(CH_2CH_2O)_kH$  (1)

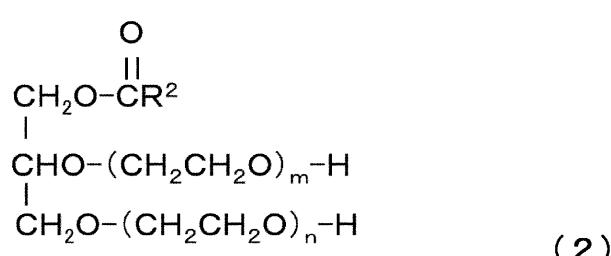
(式中、R<sup>1</sup>は、炭素数7～21の直鎖又は分岐鎖の飽和又は不飽和の炭化水素基を示し、kは5～40の数を示す)

で表されるポリオキシエチレン脂肪酸エステル、

(B)一般式(2)

【化2】

40



(式中、R<sup>2</sup>は、炭素数7～9の直鎖又は分岐鎖の飽和又は不飽和の炭化水素基を示し、m+nは3～40の数を示す)

50

で表されるポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル、  
(C)アルキル変性されていてもよいカルボキシビニルポリマー、  
(D)水溶性多糖類、  
(E)水  
を含有する透明な皮膚洗浄剤組成物。

【請求項 2】

成分(D)が、ヒアルロン酸及びその塩、キサンタンガム、カラギーナン、ヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、ブルランから選ばれる1種又は2種以上を含む請求項1記載の皮膚洗浄剤組成物。

10

成分(C)の含有量が、0.01～0.5質量%である請求項1又は2記載の皮膚洗浄剤組成物。

【請求項 4】

成分(D)の含有量が、0.01～0.5質量%である請求項1～3のいずれか1項記載の皮膚洗浄剤組成物。

【請求項 5】

成分(D)に対する成分(C)の質量割合(C)/(D)が、0.05～1.0である請求項1～4のいずれか1項記載の皮膚洗浄剤組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

20

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

具体的には、例えば、ローカストビーンガム、グアーガム、タマリンドガム、クインシード由来ガム、アラビアガム、トラガカントガム、カラヤガム、カラギーナン、アルギン酸、ペクチン、ヒドロキシプロピルグーガム、メチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、カルボキシメチルセルロース、チューベロース多糖体、キサンタンガム、ジェランガム、デキストラン、ブルラン、ヒアルロン酸、コンドロイチン硫酸、デルマタン硫酸、キチン、キトサン等のムコ多糖類が挙げられる。

30

これらのうち、拭き取り時の肌の摩擦感の低減、拭き取り後の肌のなめらかさ、潤い感、やわらかさを向上させる観点から、少なくともヒアルロン酸及びその塩、キサンタンガム、カラギーナン、ヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、ブルランから選ばれる1種又は2種以上を含むのが好ましく、少なくともヒアルロン酸及びその塩、キサンタンガムから選ばれる1種以上を含むのがより好ましく、ヒアルロン酸及びその塩を含むのがさらに好ましく、ヒアルロン酸ナトリウムを含むのがよりさらに好ましい。

40

50